

ハラスメント防止規程

第1条（目的）

この規程は、就業規則第 一条第 7 項の禁止行為について、
以下「病院」という)の職場におけるあらゆるハラスメントの防止
を目的として定めるものである。病院および職員はこの規程の趣旨を正しく理
解し、ハラスメントのない職場環境を実現することに努めなければならない。

第2条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
定めるところによる。

(1) セクシャルハラスメント

他の職員の就業環境を害すると判断される全ての性的な言動をいう。

(2) パワーハラスメント

職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の職員に対して行う就労上
の不適切な言動。

第3条（適用）

この規程は、理事、正職員、嘱託職員、パート等院内での職制、身分、性
別を問わず、病院の業務に従事する全ての者に適用する。

第4条（禁止事項及び懲戒）

職員は、以下の言動を行ってはならない。

- 1 職制を利用して交際を強要したり、性的関係を強要すること。（懲戒解雇）
- 2 相手の意に添わない性的関係を求める発言を行うこと。（譴責）
- 3 相手の意に添わない身体への接触を意図的に行うこと。（減給・出向停止・降格）
- 4 容姿、男女関係、性体験、妊娠等「本人が気にしていること」に繰り返
し触れること。（譴責）
- 5 職場にポルノ写真、ヌードカレンダーなどを掲示すること。（譴責）
- 6 私生活上の秘密や個人の性に関する噂を意図的に流したり、悪質な中傷
を繰り返すこと。（減給・出向停止・降格）
- 7 性別に関しての差別的発言や、人事管理上差別的取扱いをすること。
(譴責)
- 8 業務終了後の懇親会等において、相手の意に反して座席を指定し、酒を
強要し、あるいは卑猥な言動・態度でからかうこと。（譴責）
- 9 あらゆる身体的暴力行為を行うこと。（懲戒解雇）
- 10 理不尽な言動により精神的苦痛を与えること。（譴責）
- 11 誰もが達成不可能な職務を一方的に与えること。（譴責）
- 12 職場放棄、正当な業務命令拒否など合理的な理由もなく、一方的に職